

まちづくり提言の公表（令和6年10月受付分）

※回答内容は、回答した当時の内容を掲載しています。

件名	意見の内容（一部を要約しています。）	回答内容（一部を要約しています。）	担当課
家庭ごみ搬入受付センターの予約ページについて	家庭ごみ搬入受付センターの予約ページが探しにくいです。市のホームページの該当の課のページを更新してください。	市ホームページのトップ画面のバナーを作成し、バナーから該当ページへアクセスできるよう改善しました。周知啓発するために12月末までトップ画面に掲載する予定としております。引き続き家庭ごみ受付センターでもチラシ等を配布し啓発に努めてまいります。	リサイクル推進課
電気自動車の充電スポットについて	電気自動車(EV)に乗っていますが、市内で充電スポットが少なすぎて困っています。市にもEV車があるようなので、充電して走っていると思いますが、一般車が充電できる場所を作ってはいかかでしょうか。県内の他市では民間企業と提携し、充電スポットを増やしているそうです。エネチェンジの充電器などを市役所本庁、各支所、徳山駅、徳山デッキへの設置を希望します。	電気自動車(EV)の充電スポットにつきましては、ご指摘のとおりディーラーに設置されている場合が多く、市が管理する公共施設では、道の駅ソレーネ周南のみの設置となっております。 しかしながら、昨今の「脱炭素社会」に関する社会情勢や国の動きを受け、本市でも脱炭素に関する取組について検討を重ねておりますが、EV充電スポットの拡充には、場所やユーティリティ、受益者負担の原則など、多くの課題があると考えております。 今後の「電気自動車の普及」や「EV充電スポットの拡充」などの脱炭素の取組をどのように推進していくか、市民の皆さまのご意見も参考にしながら、検討・研究を進めてまいります。	環境政策課
野焼きや副流煙について	野焼きをしている人がいて、窓を開けられません。また、煙草を外で吸う人がいて、自宅に煙が入ってきて困っています。広報紙などで注意喚起してほしいです。	野焼きは法律で原則禁止されていますが、農業用や日常生活で行われるたき火(落葉の焼却など)などは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2第1項第3号によりやむを得ないものとして例外事項とされています。 煙や臭いについて周辺の方がお困りの場合は、環境政策課までご連絡いただけると、ごみ袋でごみに出すことや時間帯、風向きなどを考慮していただくことを野焼きをされている方に伝えるなど、状況に応じて個別に対応します。しかしながら、たばこの吸い方についての個別対応は困難と考えています。 野焼きについての効果的な啓発について、市広報の活用など検討してまいります。	環境政策課
保育園における低年齢枠拡充の要望について	今年、家族の事情により、周南市に引っ越してきました。来年の1月から市内の企業で働くことになりましたが、子どもが保育園に入れません。認可外保育園も全て定員が埋まっていました。新年度になるまで入園は難しいと言われていますが、金銭的にも早く働きたいと思っています。女性が働きたい時に働けるよう、保育園の拡充をお願いします。	来年度は私立の保育所定員が増加する予定となっています。また、公立保育所においても来年度の定員増を目指し検討しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	こども保育課
駐車場の出入口変更に 関する要望について	市役所本庁舎の駐車出入口を車が出やすくなるように変更してほしい。	花壇を無くして駐車場からの出口にしてはどうかとのご意見と思われませんが、ご意見のように出口を変更することは、現在の送迎スペースを確保できなくなってしまうことから、現状でのご利用にご理解のほどよろしくお願いいたします。	総務課
周南市中心部での若者の路上迷惑行為について	中心市街地にてここ最近、特に夕方以降、若者の路上迷惑行為が目立ちます。放置すれば大都市にあるような品行不良な者が街を壊すことに繋がると思われます。警察とも連携して対応を早急に考えるべきかと思います。	徳山駅前広場等条例第6条第1項(2)において、「他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為をすること。」は禁止行為として定めており、今後も駅前広場等指定管理者や警察等関係機関と連携し、広場利用者に対する注意喚起を継続してまいります。	中心市街地活性化推進課